公示送達

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

下記に記載する建築物等については、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行のため、移転又は除却を必要としているが、その所有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第4項及び第5項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第1項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。

平成27年8月4日

弘前広域都市計画事業
弘前駅前北地区土地区画整理事業
施行者　弘前市
代表者　弘前市長　葛西　憲之

記

1　建築物等の表示
(1)　建築物等の所在地
青森県弘前市大字駅前二丁目4番地7
青森県弘前市大字駅前二丁目4番地7先
(2)　建築物等の概要
木造平家建居宅、木造二階建物置、コンクリート叩き等一式
2　通知内容
(1)　移転又は除却期限
平成27年11月13日（金）
(2)　摘要　当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却を行います。
建築物等の所有者は、下記の連絡先までお知らせ下さい。
建築物等の所有者自ら移転又は除却する場合の補償金については、施行者でお知らせします。

（教示）

1　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）
弘前市都市環境部区画整理課移転係
〒036―8003
青森県弘前市大字駅前町9番地20
（ヒロロ3階）
電話0172―34―3233

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年八月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
札幌市中央区北一条西十三丁目四番地
株式会社エイチ・エフエム
代表清算人　辻道　雅彦

解散公告

当社は、平成二十七年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
秋田県大仙市戸蒔字大槻二三番地六
株式会社ＪＮＡ
代表清算人　三浦　淳子

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により平成二十七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
山形県寒河江市元町一丁目三番地の一三
有限会社アネックス商事
清算人　渡辺　清

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号
三洋クリエイティブサービス株式会社
代表清算人　石橋　喜之

解散公告

当組合は、平成二十七年六月三十日、総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
東京都武蔵野市中町一丁目三三番三号
落語デジタル番組管理有限責任事業組合
清算人　木村　晋介

解散公告

当社は、平成二十七年八月三日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
小滝橋デベロッパー特定目的会社
代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、平成二十七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
株式会社エーエスエー・ホールディングス
代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
東京都中野区新井三丁目三二番六号
有限会社アゴラ
清算人　横山　弘

解散公告

当社は、平成二十七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年八月四日
東京都杉並区清水一丁目一四番一一号
有限会社佐藤藤合商事
清算人　佐藤　泰明